

南の森式番街 町内会

志木ニュータウン

町内会会則

メイン・メニュー

HOME
町内会とは？
地域福祉
回覧板・年間スケジュール
管理組合・管理事務所
サークル・伝言板
ギャラリー
会長談話室
掲示板
みんなの広場
お問い合わせ

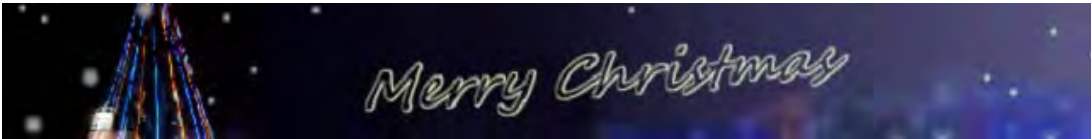
サブ・メニュー

町内会会則
暮らしのしおり
災害時連絡先・避難場所
植栽マップ
志木ニュータウン
ちょこ旅
29年度の役員から

コラム

VOICE～男子
VOICE～女子
聞いて！お隣さん
ぞい散歩
編集後記

12月9日 師走謝楽祭



志木ニュータウン南の森式番街町内会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は志木ニュータウン南の森式番街町内会と称する。
- 第2条 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、民主的運営のもとに志木ニュータウン南の森式番街管理組合及び公共団体等の連絡をはかり、平和で文化的な住みよい地域とすることを目的とする。

第二章 事 業

- 第4条 本会は目的達成の為、下記の事業を行う
- 1) 官公署並びに公共団体に対する要望の取り纏めと折衝
 - 2) 官公署並びに公共団体の行う行政並びに行事に対する協力
 - 3) 治安並びに環境の整備向上
 - 4) 会員相互の親睦を図る為の各種行事の開催
 - 5) 会員相互の親睦を図る為の町内を基盤とする各種団体の育成
 - 6) その他本会目的達成の為に必要な事項

第三章 組 織

- 第5条 本会は志木ニュータウン南の森式番街町内会地域内の居住者を会員とする。
- 第6条 第4条に定める事業の円滑な実施を図る為、子供会婦人会等の下部組織を設置することができる。

第四章 役 員

- 第7条 本会を運営する為に会員より役員を選出する。その選出方法は次の通りとする。
2. 役員は志木ニュータウン南の森式番街の各号棟より選出する。なお1～6号は棟各1名。7～9号棟は各2名を選出する。また、会長が選出された棟からは、別に役員を1名選出する。
 3. 監事は原則として前年度役員より2名の申し送りを受ける。
 4. 本会の運営の継続性を確保し、新規事業の展開を図る為、原則として前年度役員の中から相談役（若干名）を選出する。
- 第8条 本会を円滑に運営する為に以下の役職を置く。

役職	会 長	1 名
	副会長	4 名
	会 計	2 名
	幹 事	4 名
	庶 務	1 名
	監 事	2 名
	相談役	若干名



レポート

[防災の今](#)

[森の祭り 2018](#)

[師走謝楽祭 2017](#)

[ミニイベント](#)

[いろりば会](#)

[はなにらの会](#)

お役立ちリンク

[志木ニュータウンLife](#)

[中央の森参番街](#)

[志木市役所](#)

[社会福祉協議会](#)

[リンク集](#)

第9条 本会役職の任務は以下の通りとする。

- 1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は其の職務を代行する。
- 3) 会計は本会に関する会計事務及び資産管理を行う。
- 4) 幹事は役員会の審議事項及び行政上必要事項に関し会員への連絡調整を行う。
- 5) 庶務は役員会審議事項の記録及び各役員間の連絡調整を行う。
- 6) 監事は町内会の業務の執行および会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。
- 7) 相談役は会の需めに応じて、本会の運営に参画する。

第10条 本会役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 役員が任期の途中で退任した場合は、当該棟から後任の役員を選出する。なお、後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会 議

第11条 本会の会議は総会・役員会とする。

第12条 本会の総会は定例総会と臨時総会とする。定例総会は年1回とし、年度初めとする。臨時総会は会長が必要と認める時又は世帯の3分の1以上から協議事項を示して請求が合った時開催し、必要事項を審議する。

第13条 総会は半数以上の世帯（議決権行使書、委任状提出者を含む）の出席により成立する。

2. 議決は総会出席者（世帯）、議決権行使書、委任状提出者の過半数の同意により成立する。ただし、議決において、委任状に代理人の名前が記されていない場合は、原則として議長への委任とし、議長は総会会場における出席者（世帯）および議決権行使書の多数意見にその委任票を加算するものとする。

第14条 次に定める事項は総会の議決を以って成立する。

- 1) 予算・決算に関する事項
- 2) 解散及び清算に関する事項
- 3) 規約の改廃に関する事項
- 4) その他本会の運営に重大な関係の事項

第15条 役員会は本会役員を以って構成し、会長が必要と認めた時、又は役員多数が必要と認めた時に会長が招集する。

第16条 役員会は役員の過半数の出席により成立し、議決は出席役員の過半数の同意により成立する。

第17条 役員会は第14条に定める事項を除くすべての会務執行に関する議案を審議し決議する。

第六章 会費及び会計

第18条 本会の経費は会費並びに其の他の収入を以ってこれに充てる。

第19条 本会の経費は一世帯につき200円（年一括払いの場合は2,300円）也とし、会計年度内に徴収する。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日迄とする。

第七章 加入脱退

第21条 本会の会員は当地域内に居住の日から加入する事を原則とする。

第22条 本会員にして他地域に転居した時、其の日から会員の資格がなくなるものとする。但し、既納の会費は返却しない。

第八章 弔 事

第 2 3 条 本会員及び其の同居の親族に不幸があった場合は金 5 , 0 0 0 円を贈呈して弔意を表すものとする。

第九章 役員報酬

第 2 4 条 役員の報酬は年額とし、別表第 1 による。

第 2 5 条 役員の報酬額は役員会で決議し、定期総会で承認を得るものとする。

第 2 6 条 報酬は、役員の任期終了後に支払うこととする。なお、任期期間中に辞任によって退任された役員及びその欠員により補充された後任の役員には、就任稼働月分を支払うこととする。

別表第 1 役員の報酬額

会 長	40,000円
副会長	20,000円
会 計	20,000円
幹 事	20,000円
庶 務	20,000円
監事（非常勤）	5,000円
相談役（非常勤）	5,000円

附則

第 1 条 本会則は昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 9 年 5 月 1 1 日改定

第 3 条 平成 1 1 年 4 月 2 5 日改定

第 4 条 平成 2 3 年 2 月 2 7 日改定

第 5 条 平成 2 4 年 4 月 1 5 日改定

第 6 条 平成 2 7 年 4 月 1 2 日改定

第 7 条 平成 2 9 年 4 月 9 日改定

[<ページトップ>](#)